

外の了簡承合に不及、尤外より指引無用に存す。若し不調法成事を仕出し候へば、手前一人の不調法にいたし候旨、嚴重に被申候て、外醫師中考へ等も無之、保壽院一人にて心靜にさまざま相考へ、藥指上げる處、段々快氣被成たり。大切至極之儀も、其身存寄次第一筋に相傍被申處、とかく眞實至極にして、外聞或は自分之身の爲に存寄被申處は毛頭無之、何程分別才覺衆人に越候者にて中々難成處の傍方も、自分了簡次第に如斯有之候へば、畢竟先件の事共、皆眞實に藩公の御爲之事をば身にかへ被申志をば、綱紀卿能々御感心ありしゆゑ、外人にはかつて無之、其方了簡次第可相傍などと申儀被仰付故也。とかく君臣合辨明白成事、此事にて知られ、古今稀成事ども也とあり。此の外にも種々傳話共ありといへども、今悉く爰に記載せず。

○津田玄蕃舊邸

前田氏の邸地と並びありて東隣なり。延寶の金澤圖に、津田玄蕃前口四十五間五尺八寸とあり。按ずるに、元祖玄蕃は初め城中の新丸に居住す。有澤武貞の金澤細見圖譜に、新丸作事所は津田故玄蕃の屋敷なり。今とても其時の古家作

のしつらひ直したるものなりと見ゆ、菅家見聞集に、萬治二年關東より國目付來着の時、今枝民部等よりの書翰に、其許御宿之儀、丸之内にて無之は難成、前田美濃殿・津田玄蕃殿家早々明而、修理等申付拵置べき旨御意候とあり。然らば此の時代までも新丸に居住せし事知られけり。さて新丸の居邸、萬治二年に明けよるにより、大手先にて邸地を賜はりたるは、寛文の初めなるべしといへり。今按ずるに、寛文元年日帳に、十月十六日津田玄蕃先屋敷長屋繕住居直事御作事奉行へ申渡と見ゆれば、此の頃既に大手先の邸地を賜はり、城内新丸の舊邸は藩の作事所と成りたりし事知らる。片岡孫兵衛傳記に、天正十一年尾坂下に第地を賜はるとて、前口八間・裏行十間餘之家有之。家内に茶釜一つ有之を其儘拜領被仰付。此第地今津田玄蕃之第内也と見ゆ、さて寛永十三年町割替へられける時移轉被命とあり。按ずるに、其の後此の地邊明地となし、火除地と成り居たるを、寛文元年に津田玄蕃へ賜はりたるならんか。夫れより世々居住の處、廢藩の際賣却し、今第四高等中學校醫學部とす。後、地は明治三年醫學館を建築す。今金澤病院と

呼べり。蓋し病院は、廢藩前慶應三年に卯辰山に於て病院を建築す。是金澤病院の創立にて、今は金澤病院・尾山病院とて兩病院あり。

○津田玄蕃正忠傳

津田氏は、本國越前にて斯波氏の末葉也。其の祖刑部義忠、慶長十四年利長卿に奉仕し、三千石賜はり、富山の城代を命ぜられ、元和三年に歿す。玄蕃正忠は義忠の次男なり。兄は監物と稱し、勢州に居住す。故に正忠幼少より利常卿に奉仕して、父刑部の遺跡を繼ぎ、追々登庸せられ、遂に一萬七千石を賜はり、家老席に列せられ、萬治三年八月六日六十三にて歿す。山本基庸の夜話録に云ふ。初代津田玄蕃は幼名忠三郎と云ひ、十三歳極寒之時分古筆物を煤出し被命とて、器物に水を入れ、古筆物を御つけ被成、浮き上り申を、忠三郎おさへ候へと仰也。はつと申て水中に兩手にて押入、押付け居けるに、其内鷹野に御出也。朝五時頃なるに、其日暮時分に御歸城被成御覽候へば、未其儘おさへ居たり。顔色もかはり居。是はと被仰、やれ／＼あの子に酒をあつくかんして吞ませと仰也。扱々愚痴、またき男也と御

叱被遊といへども、其晚一倍の御加恩賜はり、其後は彌出頭す。則右元祖玄蕃の眞談を、亡父山本瀨兵衛承旨申とあり。さて玄蕃正忠が利常卿小松在城の頃出頭して執政の一人たりしことは、藤田安勝筆記に、私被召出候時節は、第一改作方御用多に而、其頃御仕置方御用は、前田對馬孝貞・奥村因幡庸禮・津田玄蕃正忠、此三人也。本多安房政長も小松に相詰候時分は、右三人と同席に罷在候。小松に而は御仕置方之御用多く、朝も早く被爲成、勿論對馬・因幡・玄蕃、其外役人共夫々之席に相詰、御用相勤候。又表之御居間は、對馬・因幡・玄蕃相詰罷有候處へ漸く三間許有之故、大休之御聲は直に相聞え申休。又三人之者申談候儀なども、御前へ相聞え候。惣て御仕置方書面を以被仰出休は不奉見、御口上迄に而被仰出に付、其御意之品其日之内に末々まで承傳候様に被成、當日之儀を何廉取沙汰致したりと。又云ふ。朝御膳以後、毎度小豆之餅被召上、梨子地蒔繪の重に入、其重箱へ直に御箸を被爲入被召上、折々は玄蕃杯へ爲給候様にと御意にて、山崎虎之助・國澤庄三郎・杉江兵助など、玄蕃相詰居候所へ持參仕、頂戴致しける。御菓子ので